



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。  
2006年、小島法律事務所開設。

も経過した後に、隣地所有者から『越境している』と指摘されたので、取得時効を援用した」というケースです。このように、取得時効が成立するためには、「自分の物として占有を続けること」が必要です。

**Q4**

「消滅時効」が成立するのはどのようなときですか。

**A4**

消滅時効は、取引先が支払をしてくれないので、そのまま待っていたら時効期間が経過して、もはや請求できなくなってしまう制度のことであり、取引上、注意を要する制度です。消滅時効の期間は、「権利を持つ人が請求できるとき」から進行します。売掛金の場合、支払期日が決まっていることが多く、その支払期日から消滅時効の期間が進行します。これに対して、友人にお金を貸したときなど、支払期日を決めないこともありますが、その場合は、その債権が成立したとき、つまり、貸付をしたときから進行します。

債権についての消滅時効が認められるために必要な期間は原則10年間です。ただし、ビジネス上の債権についてはこれが5年間となり、さらに、より短い期間の消滅時効が認められる場合がありますので、ビジネスではむしろこちらを確認しておくことが重要です。

例えば、工事代金は「3年」、売掛代金は「2年」、飲食代金は「1年」という短い期間で時効が成立してしまうので、権利を失わないよう債権を管理しておく必要があります。

**Q5**

時効の成立を防ぐ方法はありますか。

**A5**

時効は「中断」することができます。時効が中断すると、そのときまでに進行してきた期間がリセットされ、また新たに時効期間が進行することとなります。時効を中断させる事由として、「請求」「承認」のほか、差押えや裁判の提起などがあります。「請求」とは、「権利内容を主張すること」であり、代表例は訴えの提起です。単に請求書を送っているだけでは、時効中断の効果は確定的ではなく、時効の完成を6か月間遅らせる効果しか認められません。時効中断の効果を確認するためにするには、結局、訴えの提起などの法的措置が必要となります。

「承認」とは、相手方が「確かにその権利があると認めること」をいいます。決算月などに、売掛先から「債務確認書」を提出してもらうことがあります。これは明確に「承認」したことの証拠となります。